

京都市告示第438号

児童福祉法（以下「法」という。）第24条の28の規定により、次のとおり法第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

令和4年11月7日

京都市長 門川 大作

1 申請者

社会福祉法人世光福祉会（理事長 新井 純）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都府京都市伏見区桃山町泰長老175番地

3 事業所の名称

障がい児・者相談支援センター「いまじん」

4 事業所の所在地

京都府京都市伏見区桃山町泰長老175番地 シャルム世光101号室

5 指定する事業の種類

障害児相談支援事業

6 指定年月日

令和4年10月28日

7 事業所番号

2670900444

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）